

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 31 日（金）第 400 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

| | | |
|-----------------|------------|---|
| ○道路の区域の変更（8件） | （道路維持課取扱い） | 1 |
| ○道路の供用の開始（6件） | （道路維持課取扱い） | 3 |
| ○車両制限令に基づく道路の指定 | （道路維持課取扱い） | 5 |

告 示

鹿児島県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

鹿児島県知事 塩田康一

| 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|-------|--------|---|--------|-----------------|-----------------|
| 県道 | 石垣加世田線 | 南九州市川辺町本別府字火ノ川原3717番4地先から同市川辺町本別府字池比良3730番2地先まで | 前 | 6.6~33.0 | 607.0 |
| | | | 後 | 12.5~61.7 | 607.0 |

鹿児島県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

鹿児島県知事 塩田康一

| 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|-------|--------|--|--------|-----------------|-----------------|
| 県道 | 川内串木野線 | 薩摩川内市高江町字西ノ城2562番1地先から同市高江町字永江3805番2地先まで | 前 | 6.8~31.0 | 3,137.6 |
| | | | 前 | 10.7~43.8 | 3,059.3 |
| | | | 後 | 6.8~43.8 | 2,983.7 |
| | | | 後 | 10.7~43.8 | 3,059.3 |

鹿児島県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更

した。

なお、区域を表示した図面は、令和 5 年 3 月 31 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

| 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|-------|---------|------------------------|--------|-----------------|-----------------|
| 県道 | 竜郷奄美空港線 | 奄美市笠利町大字万屋字大久田2176番地先内 | 前 | 24.5～32.5 | 71.4 |
| | | | 後 | 24.0～24.5 | 71.4 |

鹿児島県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 5 年 3 月 31 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

| 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|-------|---------|---------------------------------|--------|-----------------|-----------------|
| 県道 | 下手山田帖佐線 | 始良市西餅田字小倉畑539番6地先から同市宮島町9番4地先まで | 前 | 11.9～16.3 | 500.0 |
| | | | 後 | 16.0～17.0 | 500.0 |

鹿児島県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 5 年 3 月 31 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

| 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|-------|----------|--|--------|-----------------|-----------------|
| 県道 | 松原帖佐停車場線 | 始良市宮島町9番4地先から同市東餅田字九郎太郎1598番150地先まで 始良市宮島町9番4地先から同市東餅田字九郎太郎1598番162地先まで | 前 | 7.8～30.2 | 260.0 |
| | | | 後 | 16.0～30.2 | 220.0 |

鹿児島県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 5 年 3 月 31 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

| 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|-------|-----|--|--------|------------------------|-----------------|
| 国道 | 58号 | 熊毛郡南種子町中之上字轆ノ牧1772番11地先から同町中之上字長谷ノ口1767番11地先まで | 前後 | 11.6~18.6 14.9~25.5 | 427.7 427.7 |

鹿児島県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

鹿児島県知事 塩田康一

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------|-----|--|-----------|
| 国道 | 58号 | 熊毛郡南種子町中之上字轆ノ牧1772番11地先から同町中之上字長谷ノ口1767番11地先まで | 令和5年3月31日 |

鹿児島県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

鹿児島県知事 塩田康一

| 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|-------|-------|-----------------------------|--------|------------------------|-----------------|
| 県道 | 高隈串良線 | 鹿屋市下高隈町4170番1地先から4425番4地先まで | 前後 | 11.5~50.2 11.5~31.7 | 440.0 440.0 |

鹿児島県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

鹿児島県知事 塩田康一

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------|-------|-----------------------------|-----------|
| 県道 | 高隈串良線 | 鹿屋市下高隈町4170番1地先から4425番4地先まで | 令和5年3月31日 |

鹿児島県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更

した。

なお、区域を表示した図面は、令和 5 年 3 月 31 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

| 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|-------|------|--|--------|-----------------|-----------------|
| 県道 | 瀬上里線 | 薩摩川内市里町里字大平良 3007番9地先から同市里町 里字金山2977番1地先まで | 前 | 8.0～82.0 | 2,108.8 |
| | | | 前 | 10.5～82.0 | 1,300.0 |
| | | | 後 | 8.0～82.0 | 2,108.8 |
| | | | 後 | 10.5～82.0 | 1,300.0 |

鹿児島県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 5 年 3 月 31 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------|------|----------------------|--------------------|
| 県道 | 瀬上里線 | 薩摩川内市里町里字金山2977番2地先内 | 令和 5 年 3 月 31 日 |

鹿児島県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 5 年 3 月 31 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------|---------|--|--------------------|
| 県道 | 西之表南種子線 | 熊毛郡中種子町増田字西ノ園4242番6地先から同町 増田字上浦4542番1地先まで | 令和 5 年 3 月 31 日 |

鹿児島県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 5 年 3 月 31 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------|-------|---------------------------|---------|
| 県道 | 霜出川辺線 | 南九州市川辺町高田字水之尾9279番1地先から同市 | 令和 5 年 |

| | | |
|--|---------------------|-------|
| | 川辺町高田字西ノ谷9227番1地先まで | 3月31日 |
|--|---------------------|-------|

鹿児島県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

鹿児島県知事 塩田康一

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------|-------|---|-----------|
| 県道 | 永吉高山線 | 肝属郡東串良町川西字西水流3215番1地先から肝属郡肝付町新富字四十割2975番3地先まで | 令和5年3月31日 |

鹿児島県告示第329号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和5年3月31日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定する道路の路線名及び区間

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 |
|-------|---------|--|
| 県道 | 北永野田小浜線 | 霧島市国分中央三丁目810番1地先から同市隼人町野久美田字上ノ免1018番2地先まで |
| | 日当山敷根線 | 霧島市国分中央三丁目810番1地先から同市国分下井字銅田437番5地先まで |

2 指定する期日

令和5年4月1日